

様式第1号(第4条関係)

敦賀市松原コミュニティセンター使用申請書

年 月 日

敦賀市長 殿

次のとおり敦賀市松原コミュニティセンターを使用したいので許可されるよう申請します。

申請者	住 所	(〒 -)	
	団体又は個人名	TEL	
	代 表 者 名		
	使用責任者名	TEL	
使用目的			
使 用 日 時		入場予定 人数	使用室名
年 月 日 () 時 分～ 時 分			
年 月 日 () 時 分～ 時 分			
年 月 日 () 時 分～ 時 分			
年 月 日 () 時 分～ 時 分			
年 月 日 () 時 分～ 時 分			
開始時間	時 分	冷暖房	要 ・ 否 ・ 当日判断
入場料、会費等	有 ・ 無	物販行為等	有 ・ 無
使用備品名	ホール用音響装置、ホール用プロジェクター一式 ポータブルスクリーン、プロジェクター（ホール以外） ポータブルアンプ、CDプレイヤー その他 ()		
団 体 構 成	市内在住者が過半数で構成された団体です。 はい ・ いいえ		
受付印	使用団体又は個人	使 用 目 的	
	営利 ・ 非営利	営利 ・ 非営利	
	住 所 区 分	決 定 区 分	
	市内 ・ 市外	許 可 ・ 不 許 可	

太枠内はコミュニティセンターの記入欄のため、記入不要です。

□ 私は、本申請書裏面に記載された注意事項を全て確認し、その内容を理解・遵守することを誓約のうえ申請いたします。

申請方法及び注意事項

- 1 申請期間は次のとおりです。ただし、引続き3日間を超えることはできません。
 - (1) 非営利目的による使用の場合
使用される日の前6ヶ月から前7日までの間
 - (2) 営利又は政治目的による使用の場合
使用される日の前2ヶ月から前7日までの間
- 2 窓口での受付時間は9：00～17：00です。（休館日は受付いたしません。）また、インターネットでの受付は24時間可能です。（休館日も受付可能です。）間違いを防ぐため電話、郵便、口頭等での申込みは、受付いたしません。
- 3 次の場合は使用許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) コミュニティセンターの施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 特定の宗教に利用されると認められたとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 管理上支障があると認められるとき
 - (6) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 4 前号のほか、強引な勧誘商法（ねずみ講、靈感商法、マルチ商法、催眠商法等）及び消費者問題等を発生させる恐れのある行為には使用できません。不適當な利用が見られたり、第三者からの通報があった場合には、使用を取消し又は中止させます。
- 5 原則として、敷地及び建物内での飲酒は禁止です。ただし、地区団体の使用のうち地域コミュニティの活性化に資するとセンター長が判断した場合に限り、条件付きで認めることができますこととします。
- 6 使用料は市の発行する納入通知書により、所定の期日までに納入してください。原則還付しません。また、冷暖房を使用した場合は加算使用料を納入してください。なお、前納で納入した場合は、当日の使用有無にかかわらず原則還付しません。
- 7 使用時間には、準備や後始末に要する時間も含んでいるため注意してください。
- 8 使用にあたって特別な設備、器具を設置し、または施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けて下さい。
- 9 施設、附属設備、器具等を損壊又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従って下さい。その際、市長の定める額を賠償しなければなりません。
- 10 許可を受けた目的以外にコミュニティセンターを使用し、その権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- 11 使用許可後において、施設管理者側の事情により、使用を制限させていただく場合があります。その際は、事前にご連絡いたします。